

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金228,232円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年10月8日

(2) 事故発生場所

鳥取市福部町湯山地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。